

報 道 資 料

平成 29 年 11 月 16 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第 201 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 257 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県議会議長に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 29 年 11 月 15 日
- ◎ 実 施 機 関：奈良県議会
- ◎ 対 象 行 政 文 書：「特定県議に係る広報印刷物（平成 26 年に作成したもの）の現物」の不開示決定に対する審査請求
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不 開 示 理 由：奈良県政務活動費の交付に関する条例第 10 条で添付書類は領収書の写し（社会習慣その他の事情によりこれを徴しがたいときは、別に定める様式による支払い証明書）となっており、当議会では保存していない。
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関は決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、特定の奈良県議会議員が発行した広報紙等であり、その経費に対して平成 26 年度政務活動費が交付されている。

奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 42 号。以下「交付条例」という。）第 10 条第 1 項において、議員は、政務活動費の支出について、収支報告書に領収書等を添付して議長に提出しなければならない旨規定されているが、広報紙等については提出が義務付けられていない。

なお、実施機関は、政務活動費の運用指針を定めた「政務活動費の手引」を制定しており、平成 29 年 4 月改訂により広報紙等についても議長に提出すべきものとされたが、本件広報紙等は平成 26 年度の政務活動費に係るものであるため、改訂後の「政務活動費の手引」は本件広報紙等には適用されない。

また、交付条例第 13 条第 1 項において、議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする旨規定されており、調査により本件広報紙等が議長に提出されることがあり得るが、実施機関によると、調査がなされた事実はなく本件広報紙等は議長に提出されていないとのことである。

したがって、本件広報紙等は、議長又はその指揮監督下にある議会事務局においては保存されていない。

そして、奈良県政務活動費の交付に関する規程（平成 13 年 3 月奈良県議会規程第 1 号。以下「交付規程」という。）第 6 条において、議員は、政務活動費の支出について証拠書類等を整理保管し 5 年間保存しなければならない旨規定されており、広報紙等の場合はサンプルとして 1 部を保存することとされている。したがって、本件広報紙等は、開示請求時点において各議員の事務所等において少なくとも 1 部が保存されているものと考えられる。

以上の事実関係から、本件事案の争点は、各議員の事務所等において保存されている広報紙等が、実施機関が保有する行政文書に該当するか否かである。

2 条例第 2 条第 2 項該当性について

条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第 2 条第 2 項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

同項の「保有」とは、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることであると解される。

そこで、本件広報紙等の当該権限について検討する。

まず、作成の状況については、本件広報紙等は各議員により作成され、その作成等に要する経費に対して、本件広報紙等を発行した各議員に政務活動費が交付されている。

政務活動費を交付することができる広報紙等は、交付条例第 2 条及び別表第 2 によると、議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動として発行されるものであるとされている。当該広聴広報活動は、県議会の指揮監督によるものではなく各議員の自発的な意思に基づくものであり、したがって、本件広報紙等は各議員の判断により作成されたものであると考えられる。

次に、保存の状況については、本件広報紙等はその作成等に要する経費に対して政務活動費が交付されたものであることから、交付条例第13条第1項に基づく調査により議長に提出されることがあり得るものの、これらが提出された事実はなく、現に各議員の事務所等において保存されているものと考えられる。

ところで、交付条例第13条第1項において、議長は政務活動費の適正な運用を期するため必要に応じて調査を行うものとする旨規定されており、さらに、交付規程第6条において、議員は政務活動費の支出について証拠書類等を整理保管し5年間保存しなければならない旨規定されている。しかし、これらの規定は、証拠書類等を議員が保有していることを前提として、議員が議長から証拠書類等の提出を求められた際にこれに応じることができるよう、その取扱いについて一定の制限を設けたものであると解され、このことをもって、直ちに、本件広報紙等の保存又は廃棄について判断する権限を実施機関が有しているものとは認められない。

これらのことから、本件広報紙等の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限は、各議員が有しているものと解するのが相当である。

したがって、本件広報紙等は、各議員が保有しているものであり、実施機関が保有している行政文書とは認められない。

3 まとめ

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書等において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 付言

地方議会の議員による政務活動費の使途について不正が発覚する事案が全国的に後を絶たず、本県においても、昨年10月に県議会議員が辞職し、その後、詐欺等の罪で有罪判決を受けたところである。

政務活動費の使途の透明性を確保し不祥事の発生を防止するため、各自治体において厳格な制度が構築される必要があり、証拠書類等についても当該制度により住民に明らかにされるべきである。

奈良県政務活動費の交付に関する条例及び奈良県政務活動費の交付に関する規程が平成29年に改正され、また、事務手続についても見直されたところであるが、その実効性を確保するために、議長及び議会事務局においては、証拠書類等の確実な収集と厳正な書類確認及び調査を実施し、その役割を果たすよう望むものである。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	7月14日		
② 決定	平成28年	7月22日付け	不開示決定	
③ 審査請求	平成28年	8月29日		
④ 諮問	平成28年	9月29日		
⑤ 経過	平成29年	5月19日	第207回審査会	審議
	平成29年	6月23日	第208回審査会	審議
	平成29年	7月20日	第209回審査会	審議
	平成29年	8月24日	第210回審査会	審議
	平成29年	9月22日	第211回審査会	審議
	平成29年	10月27日	第212回審査会	審議